

# 学校法人 明倫学園・明倫短期大学のガバナンス・コード及び実施状況について

2024年9月26日現在

学校法人は、関係する法令を遵守するだけにとどまらず、経営方針や運営姿勢を自主的に点検し、経営の強化と、ステークホルダーに対して説明責任を果たすことが求められています。

本学園は、日本私立短期大学協会が示すガバナンス・コードを基に自ら策定したガバナンス・コードの留意事項を把握、点検し、健全な発展を目指して学園経営・学校運営に努めています。

## 1. 経営の安定性・継続性の確保

私立短期大学は、これまで建学の精神を堅持し、独自の特色ある教育を展開し、地域はもとより広く社会に貢献してきた。この多様化する時代において、今後も安定して存続し、健全に発展していくためには、経営と教学の連携・協力体制の確立、中期的な計画の策定、危機管理を含めたコンプライアンスの徹底を組織的に行い、ガバナンス強化を図っていくことが必要である。

### 1-1 経営と教学の連携・協力

#### 1-1-1 建学の理念と教育目的

学校法人は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、設置する私立大学・短期大学の教育目的を明示しなければならない。

確認項目	実施状況
1-1-1-1 建学の精神の周知 建学の精神を明示し、内外に周知している。	ホームページで掲載し、内外に周知している 他、創立綱領を刻んだレリーフを正面玄関に掲げ、学生教職員に周知している。また、入学式において理事長より、新入生オリエンテーションにおいて学長よりわかりやすく説明している。
1-1-1-2 教育目的の周知 建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知している。	大学及び各学科の教育目的は学生ガイドブック及びホームページで示している。

#### 1-1-2 経営と教学の連携

学校法人は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させる。そのため、学長又は教学を代表する者（以下、「学長等」という。）が法人及び理事と密接に関わっている。

確認項目	実施状況
1-1-2-1 学長理事の選任 学長等を理事として選任している。	寄附行為において明倫短期大学長を第1号理事とすることを定め、現に理事に選任している。
1-1-2-2 学長職務遂行のための組織体制 学校法人は、学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努めている。	明倫短期大学学則等において、学長が校務を司り、その職務を実行できるよう組織、学則等諸規程を整備している。

## 1-2 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容

### 1-2-1 中期的な計画

学校法人は、安定した経営が求められることから、中長期的視点に立った計画的な経営を行うよう努めなければならない。このため、法令に基づき、原則として5年以上の中期的な計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備する必要がある。

確認項目	実施状況
<b>1-2-1-1 中期的な計画の策定</b> 原則として5年以上の中期的な計画を策定している。	2020年に計画期間5カ年の経営改善計画を策定している。
<b>1-2-1-2 中期的な計画の管理組織①</b> 中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織が確立している。	経営改善計画は、毎月1回開催している運営管理者会議において、その進捗管理を行い、PDCAサイクルにより計画の見直しを図っている。
<b>1-2-1-3 中期的な計画の管理組織②</b> 中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えている。	運営管理者会議は、理事、教授会、附属施設長及び事務局長・事務局次長からなり、経営面と教学面の両面からの意見を集約できる体制となっている。
<b>1-2-1-4 中期的な計画の取り組み事項</b> 中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいる。	経営改善計画は、学生確保と経営基盤強化を重点事項とし、教学改革、学生募集対策、経営基盤強化の3つを主項目としている。
<b>1-2-1-5 中期的な計画の記載事項</b> 中期的な計画には、毎年策定する事業報告書を踏まえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。	経営改善計画は、単年度ごとの事業計画に組み込まれ、実質的に事業計画の進捗状況が経営改善の進捗状況に繋がっている。また、経営改善計画は、過去に実施した認証評価の結果を踏まえた内容を盛り込んでいる。

## 1-3 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方

### 1-3-1 法令遵守のための組織整備

学校法人は、法令遵守のための体制を整えなければならない。

確認項目	実施状況
<b>1-3-1-1 法令遵守のための組織体制整備①</b> すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備している。	関係する法令等の情報を学内で共有するよう努めている。また、全教職員は、学内イントラサイトから、学内の諸規程を閲覧し、業務の適正性を確認することができる。
<b>1-3-1-2 法令遵守のための組織体制整備②</b> 教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けている。	

<p><b>1-3-1-3 公益通報体制</b></p> <p>違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備している。</p>	<p>公益通報制度を定めた「公益通報に関する規程」を制定しており、通報者窓口を法人事務局に設けている他、通報者が不利益となる取り扱いを禁止する旨規定している。</p>
<p><b>1-3-1-4 ハラスメント防止体制</b></p> <p>健全な私立大学・短期大学の運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備している。</p>	<p>「キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」を設け、学生・全教職員に周知しハラスメント行為の防止に努めている他、就業規則においてハラスメント行為を懲戒の対象になることを定めている。</p>

## 1-4 地域貢献

### 1-4-1 地域貢献

私立短期大学は、社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外のステークホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努めなければならない。

確認項目	実施状況
<p><b>1-4-1-1 地域・地方公共団体等の連携体制</b> 地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携できる体制を整えている。</p>	<p>新潟市高等学校等教育コンソーシアムへの参画、真砂コミュニティ協議会とパートナーシップ協定を締結している。 企業との連携は、教育研究のさらなる向上を目指し、歯科技工業を営む関連企業と包括連携協定を締結し、関係団体としては、一般社団法人新潟県歯科技工士会や一般社団法人新潟県歯科衛生士会に本学の教員が役員として参画している。 在学生保護者とは明倫短期大学後援会や、保護者懇談会において意見交換を行う機会を設けている。</p>
<p><b>1-4-1-2 公開講座・生涯学習等</b> 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。</p>	<p>地域歯科保険活動に積極的に取り組んでいる他、歯科技工士・歯科衛生士の有資格者を対象とした「学び直し講座」やスキルアップ講座を開講している。 2020年度より、厚生労働省補助事業「歯科技工士の人材確保対策事業」に採択され、若手歯科技工士のモチベーションの向上を図ることを目的としたリカレント教育事業を実施している。</p>
<p><b>1-4-1-3 地域・社会貢献体制</b> 教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えている。</p>	<p>小中学校での歯磨き指導などの取り組みを開学以来続けている他、真砂小学校区コミュニティ協議会とパートナーシップ協定を締結し、地域の課題解決のために本学学生と地域住民が一緒にグループワークを行う取組等も実施している。</p>

## 2. 自律的なガバナンス体制の確立

理事・監事・評議員は、常に学校の歴史に培われた建学の精神を尊重するとともに、それぞれの役割を理解し、それに照らした学校経営及び運営判断に努める必要がある。

### 2-1 理事会機能の充実

#### 2-1-1 理事会

理事会は、学校法人の最高意思決定機関である。学校法人全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行わなければならない。

確認項目	実施状況
<b>2-1-1-1 理事会の役割</b> 理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督している。	寄附行為において、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督する。」と定め、現に適正な運営がなされている。
<b>2-1-1-2 理事会と理事</b> 理事会は理事長が招集する。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営している。	寄附行為に基づき、理事会は理事長が招集し、開会1週間前までに、開催通知とともに、議事に付す資料を送付している。事前にやむを得ず欠席することがわかっている理事に対しては、メール等を利用し、事前に議事の説明を行い、賛否を記載できる委任状の提出を求めている。
<b>2-1-1-3 業務執行者の理事会出席</b> 理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をしている。	理事会では、報告事項を法人運営報告と大学運営報告とに区分し、 <u>理事長の確認のもとで作成された資料に基づき</u> 、事務局関係課長より、法人運営報告においては、事業計画の進捗及び人事等にかかる法人総務課報告、学園の財産状況及び附属事業を含めた予算管理等にかかる財務報告を行っている。
<b>2-1-1-4 理事の職責理解</b> 理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしている。	理事定数は5名であり、各理事には担当を設定している。理事は、その職責を理解し、理事会において責任をもって発言している。
<b>2-1-1-5 外部理事の意見聴取機会</b> 外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えている。	常勤理事からなる常務会に非常勤外部理事も出席し、法人経営に対する意見交換を行っている。
<b>2-1-1-6 理事の研修等</b> 理事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。	理事は、各種関係団体が主催する研修に参加し、法人運営に関する知見を広げている。また、常務会等の機会において情報共有し、法人経営に役立っている。

## 2-1-2 理事長

理事長は、学校法人を代表し、学校法人の業務を総理する。理事（理事長を除く）は、寄附行為で定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の職務を掌理する。

確認項目	実施状況
<b>2-1-2-1 理事会の役割</b> 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。	寄附行為において、「理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。」と定め、現に法人業務を適切に総理している。
<b>2-1-2-2 理事長の代理権限</b> 理事長の代理権限順位を明確に定めている。	寄附行為において、理事長に事故ある場合の代理権限を定めている。
<b>2-1-2-3 理事の職務忠実性</b> 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行っている。	現任理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行っている。
<b>2-1-2-4 理事の善管注意義務等</b> 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。	現任理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。
<b>2-1-2-5 理事の利益相反取引</b> 理事は、学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。	学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、理事会等において、関連当事者が離席した上で協議を行なっている。

### 2-1-3 理事の選任

理事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

確認項目	実施状況
<p><b>2-1-3-1 理事の欠員</b> 寄附行為に定める人数の理事を置いている。また欠員が出た場合は速やかに補充している。</p>	<p>理事定数 5 名、現員 5 名。理事に欠員が生じた場合は、1 ヶ月以内に補充し、速やかに所轄庁に届け出ている。</p>
<p><b>2-1-3-2 理事の選任</b> 理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。 ①当該学校法人の設置する私立学校の校長 ②当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者</p>	<p>私立学校法第 38 条に基づき、寄附行為において選任要件を定め、①明倫短期大学長、②評議員のうちから評議員会において選任された者 2 人、③学識経験者のうち理事会において選任した者 2 人、以上 5 名の理事を選任している。</p>
<p><b>2-1-3-3 理事長の他学校法人兼務</b> 理事長は、他の学校法人の理事長を 2 以上兼務していない。</p>	<p>現任理事長は、他の学校法人の理事長を 2 以上兼務していない。</p>
<p><b>2-1-3-4 理事の他学校法人兼務</b> 理事は、他の学校法人の理事又は監事を 4 以上兼務していない。</p>	<p>現任理事は、他の学校法人の理事又は監事を兼務していない。</p>
<p><b>2-1-3-5 理事の親族等</b> 理事は、理事及び監事の内はその配偶者又は 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれていない。</p>	<p>現任理事は、理事及び監事の内はその配偶者又は 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれていない。</p>
<p><b>2-1-3-6 理事長及び理事の解任</b> 理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めている。</p>	<p>寄附行為において、理事長は、理事総数の過半数のより、理事は、寄附行為等に違反した場合等に、理事総数の 4 分の 3 以上が出席する理事会において理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決による解任することができることを定めている。</p>
<p><b>2-1-3-7 外部理事</b> 外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を 2 人以上選任するよう努めている。</p>	<p>外部理事 2 名が選任されている。</p>

## 2-2 監事機能の充実

### 2-2-1 監事体制

監事は、学校法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するとともに、学校法人としても適切な監査体制を整えなければならない。

確認項目	実施状況
<b>2-2-2-1 監事の機能</b> 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。	寄附行為において、監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出することを役割として定め、適正に運営がなされている。
<b>2-2-2-2 監事の善管注意義務等</b> 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。	現任監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。
<b>2-2-2-3 監事の権限</b> 監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している。	現任監事は、法令及び寄附行為に基づき、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している。
<b>2-2-2-4 監事の理事会出席</b> 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べている。	監事は、理事会に毎回出席している。
<b>2-2-2-5 監事の研修等</b> 監事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。	現任監事は、文部科学省が主催する監事研修会等に参加し、監事の役割等の理解を深めている。

### 2-2-2 監事の選任

監事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

確認項目	実施状況
<b>2-2-2-1 監事の選任</b> 監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づいている。	監事の選任については、寄附行為に基づき、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づき選任されている。
<b>2-2-2-2 監事の定数</b> 監事を2人以上置いている。	監事定数2名、現員数2名である。
<b>2-2-2-3 監事の他学校法人兼務</b> 監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。	現任監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。



<p><b>2-2-2-4 監事の親族等</b> 監事は、理事及び監事の内はその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない</p>	<p>現任監事は、理事及び監事の内はその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。</p>
<p><b>2-2-2-5 監事の同一法人内兼務</b> 監事は、当該学校法人の理事、評議員又は職員を兼務していない。</p>	<p>現任監事は、当該学校法人の理事、評議員又は職員を兼務していない。</p>

## 2-3 評議員会機能の充実

### 2-3-1 評議員会の機能

評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っている。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行わなければならない。

確認項目	実施状況
<p><b>2-3-1-1 評議員会諮問事項</b> 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。 ①予算及び事業計画 ②事業に関する中期的な計画 ③借入金及び重要な資産の処分に関する事項 ④役員に対する報酬等の支給基準 ⑤寄附行為の変更 ⑥合併 ⑦解散 ⑧収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑨その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの</p>	<p>寄附行為において、次の事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないことと定めている。 ① 予算及び事業計画 ② 事業に関する中期的な計画 ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給基準 ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ⑥ 寄附行為の変更 ⑦ 合併 ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散 ⑨ 寄附金品の募集に関する事項 ⑩ 収益事業に関する重要事項 ⑪ その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの</p>

### 2-3-2 評議員会の責務

諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものである。

確認項目	実施状況
<p><b>2-3-2-1 評議員会の意見具申</b> 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員</p>	<p>評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役</p>

から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知されている。	員から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知されている。
<b>2-3-2-2 評議員の研修等</b> 評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けている。	評議員会において、評議員を対象とした学校法人のガバナンスにおける評議の責務と職務について説明している他、本学園を取り巻く内外の環境について情報提供を行っている。

### 2-3-3 評議員の選任

評議員の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

確認項目	実施状況
<b>2-3-3-1 評議員会の選任要件</b> 評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。 ①当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ②当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	寄附行為において、次に掲げる者より評議員を選任することが規定されており、適切に選任されている。 ①学長及び事務局長 2人 ②この法人の教職員で理事会において選任した者 4人 ③この法人の設置する学校の校友会会員で年齢25年以上のものうちから、理事会において選任した者 3人 ④学識経験者のうちから、理事会において選任した者 2人
<b>2-3-3-2 評議員の選任</b> 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めている。	学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めている。
<b>2-3-3-3 評議員の定数</b> 評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の2倍を超える数を選任している。また、欠員が出た場合は、速やかに補充している。	評議員定数11名、現員数11名である。 評議員に欠員が生じた場合は、1ヶ月以内に補充している。

### 3. 教学ガバナンスの充実

短期大学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」を目的とすることが、学校教育法に定められており、地域社会の発展に寄与する存在である。

学長は、当該学校法人の理念を理解し、また学校教育法、私立学校法をはじめとする関係法令を遵守し、教育の質を保証するとともに、私立大学・短期大学の適切な管理運営に資するよう体制整備に努めなければならない。

#### 3-1 短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の充実

##### 3-1-1 建学の理念・教育目的・3つのポリシー

私立短期大学は、学校法人の掲げる建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げている。各校においては、ステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、それぞれの教育分野に基づき、学習成果、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知する。

確認項目	実施状況
<b>3-1-1-1 学習成果の明示</b> 学習成果を明示し、内外に周知している。	学生生活ガイドブック及びホームページにおいて学習成果を明示している。
<b>3-1-1-2 3つのポリシーの明示</b> 定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知している。	学生生活ガイドブックやホームページにおいて、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明示している。

### 3-1-2 自己点検・評価の充実

短期大学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められる。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定する。

確認項目	実施状況
<b>3-1-2-1 認証評価</b> 7年以内に1回認証評価を受け、適格の評価を受けている。	2021年度に認証評価を受け、適合の評価を受けている。
<b>3-1-2-2 自己点検・評価の定期的な実施</b> 定期的に自己点検・評価を行っている。	毎月1回開催される運営管理者会議において、自己点検・評価を行っている。
<b>3-1-2-3 中期的な計画への反映</b> 学校法人の中期的な計画のうち、私立短期大学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。	経営改善計画において、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を盛り込んでいる。

### 3-2 学長のリーダーシップと教員組織の充実

#### 3-2-1 学長のリーダーシップ

学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としている。特に私立短期大学においては、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、もって本学の向上・充実に寄与するものである。

確認項目	実施状況
<b>3-2-1-1 学長の選任</b> 学長は、学校法人が定める規則等に基づき、的確な人材が選任されている。	学長は、学長選任に基づき、的確な人材を選任している。
<b>3-2-1-2 大学運営</b> 学長は、建学の精神及び私立大学・短期大学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。	現任学長は、建学の精神及び私立大学・短期大学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。

### 3-2-2 学長と教員組織

学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠である。私立大学・短期大学の向上・充実のために、各校の状況に応じた学長の補佐体制と、教授会をはじめとする教員組織を整える。

確認項目	実施状況
<b>3-2-2-1 教員等の適正配置</b> 私立短期大学には学長のほか、教授、准教授、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いている。	学長のほか、教授、准教授、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いている。
<b>3-2-2-2 教授会の意見具申</b> 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べている。 ①学生の入学、卒業及び課程の修了 ②学位の授与 ③その他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの	教授会は、学則および教授会規程に則り、①学生の入学・卒業及び課程の修了、②学位の授与、③その他教育研究に関する重要な事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べている。

### 3-3 教職員の資質向上

#### 3-3-1 教職員の資質向上

私立短期大学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。そのため、私立短期大学は、教職員の資質向上に努めなければならない。

確認項目	実施状況
<b>3-3-3-1 FDの実行</b> 教員に対するFD活動に関する規程を整備し、適切に実行している。	FD実施に関する規程「明倫FD21」を定め、2ヶ月に1回FDを実施している。
<b>3-3-3-2 SDの実行</b> 事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等に対するSD活動に関する規程を整備し、適切に実行している。	SD実施に関する規程「明倫SD21」を定め実施している。現在は、FDと合同開催とし、FSDとして実施している。
<b>3-3-3-3 教職協働体制</b> 組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されている。	各学科会議に事務局員が参加している他、各種委員会構成員として、教員の他、事務職員も委員として参加している。

## 4. 情報の公開と公表

学校法人は、法人運営が適切かつ適法に行われていることの証しとして、情報公開及び情報公表を推進し、ステークホルダーからの信頼を得るよう努めなければならない。

### 4-1 情報公開と発信

#### 4-1-1 情報公開

学校法人は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計

算書、事業報告書及び役員名簿を作成する。また、寄附行為と併せて、当該年度終了後3か月以内にそれらを閲覧できるようにする。

確認項目	実施状況
<p><b>4-1-1-1 情報公開</b>            学校法人は、法令に基づき、下記の情報を公開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①財産目録</li> <li>②貸借対照表</li> <li>③収支計算書</li> <li>④事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの）</li> <li>⑤監事による監査報告書</li> <li>⑥役員等名簿</li> <li>⑦寄附行為</li> <li>⑧役員報酬の基準</li> </ul>	<p>私立学校法に基づき、定められている書類について閲覧できるよう整備している。また、その他教育情報を含めて、ホームページの情報公開欄において、毎年定期的に更新し公開している。</p>
<p><b>4-1-1-2 外部者の閲覧</b>            「4-1-1-1」の情報について、⑦については最新のものを、その他は作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにしている。</p>	<p>財務諸表閲覧規程を設け、請求に応じて閲覧できる体制を整えている。</p>
<p><b>4-1-1-3 法人情報の公表</b>            学校法人は、法令に基づき、「4-1-1-1」の内容を公表している。</p>	<p>法令に基づき、「4-1-1-1」の内容を公表している。</p>
<p><b>4-1-1-4 財産目録の備置</b>            学校法人は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いている。</p>	<p>法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いている。</p>

#### 4-1-2 教育情報の公開

私立大学・短期大学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表する。

確認項目	実施状況
<p><b>4-1-2-1 情報公開</b></p> <p>私立短期大学は、下記の情報を公表している。</p> <p>①私立大学・短期大学の教育研究上の目的及び i)卒業認定・学位授与の方針、ii)教育課程編成・実施の方針、iii)入学者受入れの方針</p> <p>②教育研究上の基本組織</p> <p>③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績</p> <p>④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等</p> <p>⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画</p> <p>⑥学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準</p> <p>⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境</p> <p>⑧授業料、入学料その他私立大学・短期大学が徴収する費用</p> <p>⑨私立大学・短期大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援</p>	<p>①～⑨全ての項目について。ホームページにおいて情報を公開している。</p>